

令和8年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和8年2月26日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君
・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤

日程第 4	議案第 3 号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例）
日程第 5	議案第 4 号	第 2 次瑞穂町生涯学習推進計画（後期計画）について
日程第 6	議案第 5 号	令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 1 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第 7	議案第 6 号	令和 8 年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第 8	報告事項 1	瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱の一部改正について
日程第 9	報告事項 2	瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱の一部改正について
日程第 1 0	報告事項 3	臨時代理の報告について（瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について）

開会 午前 9 時 0 0 分

大井教育長 ただいまの出席委員は、4 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年瑞穂町教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により教育長において、2 番、白石委員を指名いたします。

日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問ございませんので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第 3、議案第 2 号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。議案第 2 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に

より、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について意見を求められたので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。西多摩医師会が、学校医、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬額の増額を要望し、同医師会との協議の結果、学校医等の報酬を同医師会の要望通り増額することが妥当と判断できるため、改正を行うものです。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。学校医の年額794,640円を823,440円に、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の年額526,800円を545,880円にそれぞれ改定するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第3号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞

穂町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例)を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長

長岡コミュニティセンタートレーニングルームの使用条件を改定するため、条例の一部改正が必要となりましたので、議案を上程するものでございます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第7条中「同一の者が」の前に「トレーニングルームを除き、」を加えます。別表第3からトレーニングルームの項を外し、同表の次に新たにトレーニングルームの使用料を規定する表を加え、「1人につき100」を「1人について1回2時間以内100」に改めます。

附則として、この条例は、令和8年6月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員

使用時間の変更があるということで承りましたが、利用者には十分な告知がされているのかどうか、教えていただきたい。

社会教育課長

3月議会での上程を予定しておりまして、議会の承認をいただきましたら広報で、また、現場でお知らせさせていただきます。利用者に周知する期間を設けた後に変更するというので、施行日を6月1日としました。

大井教育長

ほかにご質疑ございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。
それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第4号、第2次瑞穂町生涯学習推進計画（後期計画）についてを議題とします。
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。議案第4号については、第2次瑞穂町生涯学習推進計画を改定する必要があるため、
本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 今回の計画は、令和3年3月に策定した第2次瑞穂町生涯学習推進計画が、令和7年度で計画期間10年
間のうち前期5年が経過するため、社会・経済情勢の変化や事業・施策の進捗状況並びにこの度策定された
第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画に合わせ、後期5年間の計画について改定するものです。なお、後
期計画のため、基本的な章や項目立て等は、現行の計画を継承しています。よって、計画の目的であります
「住民の誰もが、生涯にわたって、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活か
すことのできる生涯学習社会の実現をめざす」を継承しまして、また、基本計画である豊かな心を育むまち
づくりを継承しています。

はじめに、構成についてですが、この計画は第1章から第5章までとなっております、その後に資料が
ついております。現行の計画の章立てと合わせているものです。続いて、策定の経過ですが、72ページを
ご覧ください。役場内で組織しました改定庁内検討会を4回開催しまして、関連する部署へ前期計画での取

組状況の照会や、記載内容の最新情報への書き換え、ならびに、それらを踏まえて修正した素案の協議を行いました。また、社会教育委員の会議では5月に諮問した後、会議を8回開催し、役場内の取組状況や改定庁内検討会の素案について協議し、ご意見をいただきました。また、住民の意見募集を10月31日から11月14日まで実施し、2名から32件のご意見をいただきました。これに対応するため、担当部署で反映できるものを修正しました。

続きまして、前期計画からの主な変更点と、追加した事項について説明いたします。主な変更点は9ページから17ページにかけて記載していますが、前期計画での取組に対する評価を、各担当課からの報告があった進捗状況をもとに、課題や今後の方向性についての記載を追加いたしました。こちらは、意見募集からのご意見を反映したものです。また、図書館の取組について、現行計画では、計画全体を通じて図書館改修工事前の計画であったため、図書館としてのハード面とソフト面の整備充実についての取組が多かったのですが、後期計画では、事業の充実、施設の活用についての取組にシフトして記載しています。そのほか、多世代交流センターMIZCULの指定管理者による運営がスタートしたことにより、交流・コミュニケーションの促進をうたいました。取組としては、43ページに記載しております「成人期の生涯学習の支援」の項目に、子育て世代、成人期向け各種事業の実施を記載しました。加えて、新たに令和7年度に近隣大学との包括連携協定を締結したことにより、生涯学習を含むさまざまな分野で官学連携という形での交流や人材育成、活力ある地域社会の形成・発展への期待を記しまして、今後の各取組へ活かしていく考えです。この協定の締結は、後期計画策定の後半であったことから、これから大学と調整することになるため、各課における具体的な取組には記載がありませんが、町全体として、後期計画期間中の連携について進めていく考えです。今後、41ページ以降に記載の具体的施策を進めるとともに、官学連携による事業展開を視野に生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

検討経過の中で、社会教育委員の会議から教育長へ答申が出ているということで、どのような意見が出た

のか教えていただければと思います。

社会教育課長 社会教育委員の会議からは、2月8日に答申をいただきましたが、計画の目的に掲げている生涯学習社会の実現を達成できるようお願い申し上げますという文を付していただいております。社会教育委員からの意見でございますが、全体を通して、文言が同じものを指しているのにも関わらず、いろいろな表現があったので、文言の統一についてご指摘いただきました。また、主に社会教育が中心だったのですが、もともとスポーツであり、青少年関係の活動であり、行っていることが記載されていないものがあるので、記載してはどうかと意見をいただきまして、スポーツ推進委員と青少年委員の活動を広報していることもありますので、そちらを記載させていただきました。全体の構成や施策については、概ねご賛同いただいたところでございます。

村上委員 意見徴取ということで、会議の中で何度も話し合いがなされたと思うと、それは大事にしなければいけないことと感じます。

大井教育長 ほかにご質疑ございませんでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第4号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。
それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第5号、令和7年度一般会計補正予算(第11号)の原案中教育に関する部分の意見聴取

についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。議案第5号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第11号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。年度末の補正予算は、契約実績、事業実績や事業完了に伴う減額補正が多くあります。契約差金及び事業費確定に伴う減額補正につきましては省略させていただき、歳入、歳出ともに主な項目についてのみ説明させていただきます。

詳細をご説明いたします。議案書を1枚おめくりください。

まず、歳入です。ナンバー1、要保護児童生徒就学援助費補助金は、対象者が見込みを上回ったことによる増額です。ナンバー5及び6、公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金は、小学校分と中学校分で、両方とも交付対象とならなくなったことによる減額です。ナンバー7、教員研修事務費事務処理特例交付金は、交付決定による増額です。ナンバー8、公共施設職員等駐車料は、利用者の増による増額です。

2ページをご覧ください。次に歳出です。ナンバー3、特別支援教育アドバイザー謝礼は、心理士による意見聴取の増による増額です。ナンバー5、教育指導費の職員普通旅費は、実績による増額です。ナンバー10、教育援助費の通信運搬費は、基幹系システム、就学援助システムの標準化対応の遅延による減額です。

3ページをご覧ください。ナンバー13、小学校特別支援教育就学奨励費は、対象者が見込みを上回ったことによる増額です。

4ページをご覧ください。ナンバー22、学校管理費の通信運搬費は、電話の使用量の増による増額です。

5ページをご覧ください。ナンバー33、二中燃料費は、灯油の使用量の増加による増額です。

7ページをご覧ください。ナンバー54、ビューパーク運営費の修繕料は、照明の交換による増額です。ナンバー55、舞台操作業務委託料は、貸館事業に伴う舞台技術者の配置増による増額です。ナンバー56、競技場及びジュンサイ池公園整備作業等委託料は、枯損木の伐採による増額です。ナンバー58及び59、ビューパーク運営費の防犯カメラモニター及び音響設備再生装置は、故障による新規計上です。

8ページをご覧ください。ナンバー62、スポーツ推進委員等活動費は、活動への参加が見込みを上回ったことによる増額です。ナンバー67、体育施設費の光熱水費は、電気料金の増による増額です。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

2ページのナンバー4、部活動地域連携等支援事業コーディネーター等謝礼が実績により減額となっておりますが、理由を教えてください。

教育指導課長

こちらにつきましては、学校ごと、または瑞穂町全体を見通す形で、3名分を計上しています。特定の部活ということではなく、学校ごとのコーディネーターとなっております。減額についてですが、この人にお願いするという予定であったものが、1校では探すことができず、町全体に関わる人についても実際には活動ができなかったため、年度末に少しだけ活動する分を使わせていただきました。もう1校についても目星はついてはいたのですが、活動実績がないため減額をいたします。

関谷委員
教育指導課長

実際に活動ができなかったということで、今後どのような方向に行くのか、心配な思いがあります。

令和7年度のこの状況を受けまして、令和8年度についてはお願いできる方の目星をつけております。こちらにつきましては、新年度予算と関連して進めていきますが、実現できるよう取り組んでまいります。

日野委員

7ページのナンバー56、ビューパークの競技場及びジュンサイ池公園整備作業等委託料についてお伺いします。枯損木の伐採による増額という説明がありましたが、それに関連する話として、スカイホールに上る坂は八重桜がきれいでPR動画でも紹介され、とても良い場所なのですが、ほとんどの木が伐採されている状況です。伐採した後の植樹等について、どのような考えを持っているのか教えていただきたいと思いません。

社会教育課長

今回、社会教育課で予算計上しているものは、主に公園内のナラ枯れや腐食による枯れ木がありまして、それらを伐採するものです。坂沿いの桜ですけれども、ジュンサイ池のトイレがある手前までは町道でございまして、建設課で倒木の危険があると判断して伐採しております。次の植樹計画については、私の方では確認をしておりませんので、具体的なお話はできないのですが、安全優先ということで伐採したとの報告を

受けております。

村上委員 1 ページのナンバー 7、教員研修事務費事務処理特例交付金について、交付決定による増額ということですが、内容の説明をお願いいたします。

教育指導課長 教員研修事務費についてですが、主に職層ごとの 1 年目初任者、2 年次、3 年次若手教員育成研修の対象受講者や中堅教諭研修の受講者が例年よりも多かったため、交付決定が増えたものでございます。

村上委員 先生方の学ぶ機会が多くあることはうれしく思います。一方で、2 ページのナンバー 6 で健康診断の受診率が低かったことによる減額とあるのですが、受診しなかった理由というのは、忙しくて受けることができなかった等の理由はあるのでしょうか。原因が分かっているのであれば、もっと受診しやすい日時の設定が必要ではないのかなと思います。

教育指導課長 受診されていない方の中には、人間ドックを別途受診されている方がいます。日程につきましては、7 月下旬に実施していますので、部活動の指導等があり受診できないという方もいらっしゃいました。来年度の実施に向けては、業者委託を進めておりますので、日程を早めに周知して、受診者が増えるよう配慮したいと思います。

村上委員 4 ページのナンバー 22、通信運搬費ですが、電話使用量の増ということで、クレームへの対応で電話の使用が増えているのではないのかと勝手に心配しているのですが、どのような状況で使用量が増えたのかを把握しているのであれば、教えていただきたい。

学校教育課長 学校から保護者への連絡で、携帯電話にかけることが多くありますので、固定電話にかけるよりは割り増しになるところがございます。

村上委員 先生方の丁寧な対応が電話使用量の増加にも繋がっているのかなと思いますので、今後とも、電話料金が増えるのが駄目ということではなく、しっかりと対応していただければと思います。

大井教育長 ほかにございますか。ほかにご質問ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 5 号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第6号、令和8年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。議案第6号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚、おめくりください。はじめに、令和8年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載のとおり、令和8年度瑞穂町一般会計予算は、総額180億3,700万円で、令和7年度に比べ、9億1,400万円、5.3%の増となりました。このうち、教育費は、23億3,616万3千円で、令和7年度に比べ2億6,718万5千円、10.3%の減となりました。減の主な要因としては、第二中学校を除く小・中学校の体育館空調設備設置工事及びビューパーク競技場の借地部分の購入が令和7年度に完了したことによるものです。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和8年度と令和7年度を比較しました。工事関連事業費は、令和8年度は3億1,690万5千円、率にして63.7%の減となりました。減の主な要因としては、先ほど申し上げました学校体育館空調設備設置工事及びビューパーク競技場

の借地部分の購入が完了していることによるものです。次に、その他の事業費は、20億1,925万円、16.7%の増となりました。増の主な要因は、教職員の学校経営を効率化・高度化させるための校務支援システムの更新、ゼロトラストセキュリティの導入及びパブリッククラウドへの移行などの校務環境の整備に係る委託料を計上したことによるものです。

2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和8年度と令和7年度の予算額を比較したものです。

続いて3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が2、重点事業が8、合計10事業です。新規重点事業として、ナンバー2、小・中学校校務支援システム事業は、校務支援システムの更新、セキュリティ面の強化などの校務環境の整備に係る委託料を計上しています。ナンバー5、学校施設整備事業は、瑞中トイレ改修工事をはじめとして各種工事及び設計委託を行い、学校施設の長寿命化及び環境整備に努めます。また、学校給食費の無償化を引き続き行い、保護者の負担軽減を図ります。

4ページをご覧ください。教育指導課所管分です。新規重点事業が1、重点事業が6、合計7事業です。新規重点事業はナンバー5、健やかな身体づくりと体力の育成は、部活動の地域展開を町の現状に即して進めていくために部活動地域展開事業委託料を新規に計上いたします。ナンバー2、特別支援教育の充実では、令和7年度に引き続き小学校にも教育支援補助員を各校1名配置します。ナンバー3、学力向上事業では、放課後学習「学びのテーマパーク」、英語指導助手派遣、学力調査、英語検定補助等の学力向上施策を推進してまいります。ナンバー4、教員の働き方改革の推進は、教員が教員でなければできないことに注力できる体制を整え、教員のウェルビーイングの向上を図るため、スクールサポートスタッフを配置します。

5ページをご覧ください。社会教育課所管分です。新規・重点事業1事業、重点事業17事業、合計18事業です。新規・重点事業として、ナンバー10、ビューパーク競技場改修事業は、令和8年度は改修工事を実施し、より快適な競技場にします。また、1行上のナンバー9、ビューパークの維持管理では、スカイホールの大小両方のホールのマニラロープ更新工事及び小ホールのロールバックチェアスタンド通路灯

更新工事を行い、施設の適切な維持管理を進めてまいります。スポーツ関係では、スポーツフェスティバルの開催やスポーツ推進委員と連携し各種事業を開催するとともに、体育施設を適切に維持できるよう各種業務委託を行います。

6 ページをご覧ください。図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計14事業です。ナンバー1、図書館事業の充実は、小学生から大人まで幅広い世代に対する学習機会の提供として、調べる学習コンクールを開催します。また、ボランティア団体「図書館ファンクラブ」等との共催によるイベント開催など図書館事業の充実を図ります。ナンバー8、耕心館管理運営は、指定管理者委託料が主な内容になりますが、園路改修工事及び空調機更新工事を行い快適な施設にしてまいります。ナンバー9、郷土資料館管理運営は、指定管理者委託料が主な内容になりますが、地形シアタープロジェクター交換工事を行い、適切な維持管理を進めます。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

社会教育課の10番、ビューパーク競技場改修事業について、令和8年度に実施されるということですが、改修事業中に代替の競技場所の予定があるのか、教えてください。

社会教育課長

ビューパーク競技場ですが、多く使用しているのはサッカー団体なのですが、現時点の予定では11月から令和9年3月までは使用できなくなる予定です。その中で、サッカー競技につきましては、シクラメンスポーツ公園の週末の利用について若干の余裕があります。資料には具体的な記載をしておりますが、シクラメンスポーツ公園でサッカーもできるよう、令和8年度予算でサッカーゴール等の備品を購入する予定がございます。ホール事業につきましては、競技場改修により駐車場が少なくなりますので、職員駐車場等を借用して対応したいと考えております。

日野委員

4ページのナンバー7、学校経営の支援について、備考欄に令和7年度から小学校のクラスサポートスタッフを2名から1名に変更したと記載されていますが、多様な子どもたちが増えている中で、今後変更の予定等があるのか、お聞かせください。

教育指導課長 人員が減ったことは町にとっても残念なことなのですが、東京都では教員の働き方改革を推進するために、この補助事業については拡充の方向を図っています。それに乗り遅れないように、瑞穂町で支援できるような人材の枠がありましたら、すぐに確保できるように、アンテナを張って取り組んでいるところです。

村上委員 スカイホールの貸館事業についてですが、舞台操作をする方の予算を増額するというのもありまして、使用する人が増えているのかなと思ったところですが、改修工事等によって借り手が減ってしまうことが心配されますが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 競技場が使えなくなる、また、駐車場が減ってしまうということがありますが、極力、周辺の駐車場を確保するよう努めますので、利用団体には引き続き使っていただくよう、利用申込みがあった際にお話しをさせていただこうと考えています。

大井教育長 ほかにご質疑ございませんか。ほかにないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。
それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。
日程第8、報告事項1、瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱の一部改正について、日程第9、報告事項2、瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱の一部改正については関連がありますので、一括議題とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認めます
教育部長より説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。報告事項1及び2につきましては、食材価格の高騰に伴い学校給食費が改定されたため、瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱及び瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業実施要綱の一部を改正しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたします。

学校教育課長

説明いたします。食材費の高騰に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食組合において令和8年度の学校給食費が改定されましたので、2つの要綱における学校給食費に係る部分の一部を改正したものです。

まず、報告事項1です。1枚おめくりください。改正文になります。学校給食費は別表に定めていましたのでそちらを改正しました。表の1列目が、小学校低学年、2列目が小学校中学年、3列目が小学校高学年、4列目が中学校で、左から順に月額、年額、日割算定額になります。上の表から下の表のように改定されました。月額では、小学校低学年は775円の増、中学年及び高学年は840円の増、中学校は980円の増、年額では、小学校低学年は8,525円の増、中学年及び高学年は9,240円の増、中学校は10,780円の増となっています。また、日割算定額では、小学校低学年は46円の増、中学年及び高学年は50円の増、中学校は60円の増となります。

附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行いたします。

報告事項2をご覧ください。1枚おめくりください。改正内容は先ほどと同じになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ございませんので、委員には、さようご了承願います。

日程第10、報告事項3、臨時代理の報告について（瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について）を議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。報告事項3については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1枚おめくりください。臨時代理書でございます。次の者を瑞穂町教育相談室専任相談員として任命いたしました。氏名、筒井一希、生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。なお、任期につきましては、令和8年2月12日から令和8年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

日野委員

質問ではないのですが、教育相談室長として勤務していきまして、専任相談員に退職者が出たので1日でも早く人員を補充してもらいたいと要望しましたところ、町で素早く対応していただきまして、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

大井教育長

ほかにございますか。ほかにご質問ないようですので、委員には、さようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和8年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時56分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員